

流山ぐりーんバスコミュニティ情報及び有料広告、副バス停名の掲載取扱要領

(目的)

第 1 条 この要領は、流山ぐりーんバスへのコミュニティ情報及び有料広告、副バス停名（以下「広告等」という。）の掲載について、必要な事項を定めることにより、市の新たな財源を確保し、もって市民サービスの向上と地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(コミュニティ情報の対象)

第 2 条 コミュニティ情報は、次に掲げるもので市民生活に関連したものとする。

(1) 国、地方公共団体及びその他公共的な情報に関するもの。

(2) 自治会、商店会、その他市長が認める団体が開催する催し物や地域住民のコミュニティ情報に関するもの。

(有料広告の対象)

第 3 条 有料広告は前条に該当しないもので、営利を目的とするものとする。

(副バス停名の対象)

第 4 条 副バス停名は、バス停上部のバス停名及び行き先を記載している行き先板において、バス停名称の下部に括弧付で記載するものとする。

(掲載を取り扱わないもの)

第 5 条 広告等として掲載等を取り扱わないものは、次に掲げるものとする。

(1) ぐりーんバスの公共性及びその品位を損なう恐れのあるもの。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの。

(3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの。

(4) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの、反する恐れのあるもの。

(利用申込)

第6条 広告等の掲載の申出は、ぐりーんバス運行事業者（以下「バス事業者」という。）が取り扱う。

(広告等の掲載の決定及び報告)

第7条 バス事業者は、広告等の掲載の申出を受けた場合は、本要領に基づき、掲載の可否を判断するものとする。

2 ぐりーんバスに掲載する広告等として疑義が生じた場合は、バス事業者は市長に広告等の掲載について、判断を求めなければならない。

3 有料広告及び副バス停名の掲載の状況は、毎月の乗車人員報告に合わせて行うものとする。

(広告等の規格等)

第8条 バス車内において、コミュニティ情報及び有料広告として掲載できる規格は、ポスターの場合はバス車両広告掲載スペースに適合したサイズとし、チラシの場合は原則としてA4版サイズで、設置枚数は1回100枚以内とする。

2 バス車体においては、有料広告のみをラッピングにより掲示するものとし、掲載できる規格は、車体側面であって、前輪と後輪の間かつ窓から下の範囲でラッピング可能な部分とする。（以下「パートラッピング広告」という。）

3 副バス停名は、バス停の行き先板にのみ記載するものとする。

る。また、副バス停名の文字に外接する長方形の面積（以下「表示面積」という。）は、主たるバス停名の表示面積を超えないこととし、文字色は黒で、主たるバス停名と同じ書体を使用するものとする。なお、車内放送で読み上げる名称は、主たるバス停名のみとする。

（車内掲載場所）

第 9 条 バス事業者は、コミュニティ情報の掲載スペースを車内に複数確保することとし、それ以外を有料広告スペースとする。

（掲載期間及び掲載料金）

第 10 条 コミュニティ情報及びバス車内における有料広告の掲載期間は、原則として 14 日以内とし、期間の延長については必要に応じて市とバス事業者が協議し対応する。

2 コミュニティ情報の掲載料金は、無料とする。

3 バス車内における有料広告の掲載料金は、ポスターの場合は 1 枚につき 1 日当たり 100 円に消費税率と掲載日数を乗じた金額とし、チラシの場合は 100 枚までを 1 単位とし、14 日間当たり 1,000 円に消費税率を乗じた金額とする。

4 パートラッピング広告の掲載期間は、1 か月単位とする。

5 パートラッピング広告の掲載料金は、車両 1 台の側面 1 箇所につき、月額 30,000 円に消費税率を乗じた金額とする。なお、掲載料金と別に、手数料、デザイン・制作費、掲出・撤去費、申請料等については、別途バス事業者において定めるものとする。

6 副バス停名の掲載期間は 1 年単位とする。

7 副バス停名の料金は、バス停 1 基につき年額 50,000 円に消費税率を乗じた金額とする。なお、掲載料金と別に発生する手数料、デザイン・制作費、掲出・撤去費、申請料等については、別途バス事業者において定めるものとする。

8 有料広告及び副バス停名による掲載料金は、バス事業者が取り扱うこととし、その収入については、運賃収入と同様にバス運行に係る経費から控除するものとする。

(広告等の撤去)

第11条 掲載期間が終了した広告等は、バス事業者が速やかに撤去するものとする。

(掲載内容の変更)

第12条 広告等において、軽微な変更を除き、掲載内容の変更はできない。なお、変更に必要な費用については、広告等掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)が負担するものとする。

(掲載の取下げ)

第13条 広告等取り下げの申出については、バス事業者が取り扱う。

2 広告主の都合によって、掲載期間の途中で掲載を取り下げる場合は、掲載料金は還付しない。

3 広告主の責めに帰さない理由により、有料広告及び副バス停名の掲載を中止する場合は、掲載不可能となった日数に応じて、バス事業者から掲載料金を還付する。この場合、還付金額を差し引いた掲載料金を、運賃収入と同様にバス運行に係る経費から控除するものとする。

(車両の運行ルートについて)

第14条 広告等を掲載した車両の運行ルートについては、バス事業者により決定し、バス事業者は当該車両の運行形態を、広告等の掲載の決定前に広告主に説明しなければならない。

(運休及び代車運行時の取扱い)

第 1 5 条 流山ぐりーんバスの点検、修理または車検等により一時的に代車運行するときは、その代車にコミュニティ情報及び有料広告は掲載しないものとする。

2 原則として、運休及び代車運行時の掲載料金は還付しない。

(広 報)

第 1 6 条 バス事業者は、広告等の掲載に関する広報活動を積極的に行うものとする。

(その他)

第 1 7 条 この要領の取扱いに疑義が生じた場合には、随時市及びバス事業者で協議により決定するものとする。

2 広告等については、景観法及び屋外広告物法並びに関係する諸規定に適合するものとする。

附 則

本要領は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

本要領は、平成 3 0 年 3 月 1 日から施行する。

